

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	静岡県美容専門学校
設置者名	学校法人静岡県美容学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	美容科	夜・通信	35単位	6単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://shizubi.ac.jp/wp-content/themes/shizubi/pdf/O1-O2_r7.pdf

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	静岡県美容専門学校
設置者名	学校法人静岡県美容学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

https://shizubi.ac.jp/wp-content/themes/shizubi/pdf/01-03_r7.pdf

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	美容業	2024.9.17 ～ 2027.6	美容学校経営と美容師養成に係る助言指導
非常勤	行政書士	2024.9.17 ～ 2027.6	美容学校経営と美容師養成に係る助言指導
非常勤	住職 行政書士	2024.9.17 ～ 2027.6	美容学校経営と美容師養成に係る助言指導
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	静岡県美容専門学校
設置者名	学校法人静岡県美容学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 年度末における次年度の新教育課程、教員の担当課目決定を受け、必修課目、選択課目、コース制授業など、すべての課目について、3月中に担当教員がそれぞれのシラバスを作成している。 シラバスには、指導教員名・実務経験、教材、指導目標、成績評価の方法、各指導項目・指導内容の年間計画を記載している。 このシラバスは、4月の授業開始に当たって学生に配布するとともに、公表している。 なお、実務経験者が担当している課目のシラバスについては、下記「授業計画の公表方法」に記載のとおり、ホームページに公表している。実務経験者以外の課目のシラバスについては、冊子「令和5年度シラバス」「令和6年度シラバス」等として作成しており、一般から申し出があれば、本校において閲覧することができる。	
授業計画書の公表方法	実務経験者シラバス (https://shizubi.ac.jp/wp-content/themes/shizubi/pdf/01-06_r7.pdf)、他は、閲覧に供する。 閲覧場所 静岡県美容専門学校事務室 閲覧手続き 静岡県美容専門学校事務室に連絡 (電話番号：054-252-4848)
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
各教科・課目の出席すべき授業時間数、定期試験における合格最低点・最低点に達しない場合の追試験・補習授業などの基準を詳細に規定している。 また、筆記試験の成績に加え、学習における意欲や実技課目における作品の完成度も「学習の所見」として判定している。さらに、各課目の出席率も「行動の所見」として判定している。 以上の記載は、「進級卒業の認定基準及び評定値算定基準」として明文化している。	
3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	
(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)	
学期末の成績会議において、各課目の中間試験・期末試験の素点及び合計点を資料化して、各学生の学習に対する取組状況を把握している。各課目の「素点合計一覧表」となっているので、成績上位者はもとより、成績が下位4分の1に属する学生の把握と当該学生への指導を行うことができるようになっている。 学年末の進級認定会議においては、学期ごとの試験結果の平均値に、学習意欲や出席率を加味した5段階評定値及びその合計を資料化している。したがって、1年次の修了認定時においても、「評定合計一覧表」を基に「成績分布」資料を作成するので、これにより成績が下位4分の1に属する学生の把握と当該学生への指導を行うことができるようになっている。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	GPAの指標はホームページに示す。 (https://shizubi.ac.jp/wp-content/themes/shizubi/pdf/01-04_r7.pdf)
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)	
上記記載のとおり、「進級卒業の認定基準及び評定値算定基準」として明文化している。この基準に基づき、各教科課目の担当教員が成績評価を行い、学期末、学年末の成績会議、進級前・卒業前に進級認定会議及び卒業認定会議で詳細な報告を受けた上で、成績確認、進級認定及び卒業認定を行っている。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	https://shizubi.ac.jp/wp-content/themes/shizubi/pdf/01-05_r7.pdf

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	静岡県美容専門学校
設置者名	学校法人静岡県美容学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://shizubi.ac.jp/wp-content/themes/shizubi/pdf/02-01_r7.pdf
収支計算書又は損益計算書	https://shizubi.ac.jp/wp-content/themes/shizubi/pdf/02-02_r7.pdf
財産目録	https://shizubi.ac.jp/wp-content/themes/shizubi/pdf/02-03_r7.pdf
事業報告書	https://shizubi.ac.jp/wp-content/themes/shizubi/pdf/02-04_r7.pdf
監事による監査報告（書）	https://shizubi.ac.jp/wp-content/themes/shizubi/pdf/02-05_r7.pdf

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
衛生		専門	美容科		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
2 年	昼間	2 0 1 0 / 6 7 単位時間／単位	485 単位 時間	0 単位 時間	1525 単位 時間	0 単位 時間	0 単位 時間	
			単位時間／単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
3 0 4 人		1 8 4 人	0 人	1 4 人	9 人	2 3 人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 本校美容科における必修科目、選択科目、コース制授業など、すべての科目についてシラバスを作成している。指導教員名・実務経験、教材、指導目標、成績評価の方法、各指導項目・指導内容の年間計画を記載している。
成績評価の基準・方法
（概要） 各教科・科目の出席すべき授業時間数、定期試験における合格最低点・最低点に達しない場合の追試験・補習授業などの基準を詳細に規定している。 また、筆記試験の成績に加え、学習における意欲や実技科目における作品の完成度も「学習の所見」として判定している。さらに、各科目の出席率も「行動の所見」として判定している。 以上の記載は、「進級卒業の認定基準及び評定値算定基準」として明文化している。
卒業・進級の認定基準

(概要) 上記記載のとおり、「進級卒業の認定基準及び評価値算定基準」として明文化している。この基準に基づき、各教科課目の担当教員が成績評価を行い、学期末、学年末の成績会議、進級前・卒業前に進級認定会議及び卒業認定会議で詳細な報告の上、成績確認、進級認定及び卒業認定を行っている。
学修支援等
(概要) 成績優秀者・皆勤者・各種検定合格者に対する褒賞、特待生試験優秀者に対する褒賞及びコンテスト出場者に対する経費支援並びに日本学生支援機構の奨学金、日本政策金融公庫の教育ローンの活用等を勧めている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
96人 (100%)	0人 (0%)	94人 (97.9%)	2人 (2.1%)
(主な就職、業界等) 美容サロン			
(就職指導内容) 課目「ビジネスマナー」(美容サロン勤務に関する総合的学習及び就職指導)、美容サロンでのインターンシップ(3日間)、就職ガイダンス(年3回・美容サロン招請)			
(主な学修成果(資格・検定等)) 美容師国家試験、全員受験資格(ヘアケアマイスター認定資格、メイクアップ検定2級・3級、准福祉理美容士、アイブロウトリートメント検定3級、色彩活用パーソナルカラー検定3級)、その他希望受験資格多数			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
196人	19人	9.7%
(中途退学の主な理由) 一身上の都合による		
(中退防止・中退者支援のための取組) 中退者に限定することなく、学生との随時面談、保護者を含めた3者面談(希望者)など、学校生活、家庭での状況把握など、連携を密にしている。		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
美容科	150,000 円	462,000 円	350,000 円	その他欄の内訳 施設設備費 300,000 円 維持費（1 年分）50,000 円
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://shizubi.ac.jp/wp-content/themes/shizubi/pdf/03-01_r7.pdf		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制） 本校の教育活動に対する自己評価結果に対して、学校関係者から評価していただき、本校教育活動の一層の改善に資することを基本方針としている。 評価項目は、「教育理念」「教育活動」「学生受入れ」「教職員組織」「施設・設備」等の7評価であるが、授業見学、学生による授業アンケート・学校生活満足度調査、各種検定結果、学校評価報告書を説明の上、総合的な助言をいただいている。 評価委員は、高等学校の教員（2人）、卒業生、保護者代表の計4人である。 評価委員からいただいた指導・助言等の評価結果は、ホームページに掲載するとともに、理事会、教職員にも周知している。その上で、職員会議において具体的改善策を決定し、次年度教育の重点目標に反映させている。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
静岡県立静岡商業高等学校	令和7年4月18日 ～ 令和7年5月21日	高等学校教諭
静岡県立駿河総合高等学校	令和7年4月18日 ～ 令和7年5月21日	高等学校教諭
卒業生	令和7年4月18日 ～ 令和7年5月21日	卒業生
学生保護者	令和7年4月18日 ～ 令和7年5月21日	保護者
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://shizubi.ac.jp/wp-content/themes/shizubi/pdf/03-02_r7.pdf		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

--

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<https://shizubi.ac.jp/information/>

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H122310000250
学校名（〇〇大学 等）	静岡県美容専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人静岡県美容学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		35人（0）人	30人（0）人	35人（0）人
内 訳	第Ⅰ区分	15人	13人	
	（うち多子世帯）	（0人）	（0人）	
	第Ⅱ区分	7人	9人	
	（うち多子世帯）	（0人）	（0人）	
	第Ⅲ区分	5人	3人	
	（うち多子世帯）	（0人）	（0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	8人	5人	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（0）人
合計（年間）				35人（0）人
(備考)				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	-	-
計	人	-	-
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	-
年間計	-
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	-	-
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	-	-
計	人	-	-
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。